



P T B
Pachinko Trusty Board

PTB Quarterly Report

May , 2012 ★ Vol.4



一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード

〒104-0061 東京都中央区銀座 1-14-4 プレリー銀座ビル 5F

TEL/03-3538-0091 FAX/03-3538-0094

URL : <http://www.ptb.or.jp> E-mail : info@prb.or.jp

事務局 丸山 正博



★ 第4回評価調査からの変更点

第4回評価調査から変更のあった評価基準は、以下の通りです。第4回評価調査から1年半を経過しており、経済環境の変化等によるリスクや統制水準に変更のあった項目について必要に応じて見直しを実施しました。

今回の評価基準の見直しでは、以下の事項について、新規項目を追加しつつも、効率的な調査を可能とすべく項目の集約を行ない、従来の10分野112項目から10分野99項目へと改訂しました。

- ① 株式公開への対応を意識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制への対応(所謂 J-SOX 対応)について、非上場会社が対応可能なレベルにて評価基準に組み込んだ。
- ② 調査対象となるホール経営企業より過去4回の調査を通じた評価基準の改善要望を募り、軽微な表現修正から全面的な改訂までを含み、全112項目の30%程度について改善を図った。
- ③ 評価委員および調査員(弁護士、公認会計士等)にて、各自の専門的知見および過去の調査経験等を踏まえ、全面的に評価基準の見直しを行ない、新規項目の追加、項目の統合・削除、表現の加筆修正等を行った。

主な改訂点

番号	分類	目的	調査項目	改訂理由等
TA15	フレーム (IT,IS)	ITに関する内部統制(開発・保守)	情報システムに対する適切な開発、保守に係る管理体制が構築されているか。	・IPOを意識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価(J-SOX対応)に合わせて、ITに関する評価項目を全面的に見直し。見直しに当たっては、『システム管理基準追補版(財務報告に係るIT統制ガイドライン)』(平成19年3月30日公表、経済産業省)を参考にした。 ・IT全般統制をTA1にて評価し、IT業務処理統制については、TBの各業務プロセス統制内にてマニュアル統制と合わせて評価することとしている。 ・IT全社統制については、他の様々な項目にて総合的に評価されていると判断し、個別の項目を設けていない。
TA16		ITに関する内部統制(運用・管理)	情報システムに対する適切な運用・管理体制が構築されているか。	
TA17		ITに関する内部統制(アクセス管理等)	情報システムに対する内外からのアクセス管理等、システムの安全性の確保がなされているか。	
TA18		ITに関する内部統制(外部委託先管理)	情報システムに対する外部委託に関する契約の管理体制が構築されているか。	
TB2	財務 プロセス	決算プロセスに関する内部統制(全般事項)	決算業務の前提となる会計方針、会計帳簿組織、規定等、経理体制等が整備・運用されているか。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】プロセスごとに評価項目を定めることから、評価項目について、決算業務を月次決算プロセスと年次決算プロセスを分けることにした。
TB3		決算プロセスに関する内部統制(外部報告)	財務情報を適時かつ適切に開示するため、内部統制が構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】G3(株主とのコミュニケーション)より移管 【評価目的の見直し】パチンコホールは非上場会社であるが、PTBの目的として株式上場があることから、上場会社に準じた財務情報の開示体制の整備・運用を評価項目とした。
TB4		決算プロセスに関する内部統制(月次決算)	月次決算の迅速化とその正確性を確保するため、内部統制が構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】プロセスごとに評価項目を定めることから、評価項目について、決算業務を月次決算プロセスと年次決算プロセスを分けることにした。
TB5		決算プロセスに関する内部統制(年次決算)	年次決算の迅速化とその正確性を確保するため、内部統制が構築/整備され、運用されているか(連結財務諸表を含む)。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】プロセスごとに評価項目を定めることから、評価項目について、決算業務を月次決算プロセスと年次決算プロセスを分けることにした。
TB6		決算プロセスに関する内部統制(税務申告)	税務申告を正しく行なうため、内部統制は構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】従来の基準は、経理担当者(部署)の能力や教育にフォーカスしていたが、税関問題は経営者がそのリスクを認識し対応すべき問題であり、税務の意思決定プロセスが適切かどうかを評価すべきであることから内容改訂した。
TB7		業務プロセスに関する内部統制(店舗における売上計上及び営業回収金の管理)	店舗における営業の結果、売上高の認識、本社への回収すべき現金の管理について内部統制が構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】店舗における売上計上及び営業回収金の管理に関する業務プロセスはパチンコホールにとって評価対象とすべき重要な業務プロセスなので、引続き評価項目とし、J-SOXに対応した表現・内容に変更した。
TB8		業務プロセスに関する内部統制(売上/景品原価の適正性の保証する営業データの合理性)	パチンコホールの営業管理データの基礎である各種遊技球数及び営業管理システム間のデータの整合性の検証などを実施することにより、売上高、景品原価の合理性を確保するための内部統制は構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】ホールコンピュータによる売上、景品原価の管理に関する業務プロセスはパチンコホールにとって評価対象とすべき重要な業務プロセスなので、引続き評価項目とし、J-SOXに対応した表現・内容に変更した。
TB9		業務プロセスに関する内部統制(景品管理)	景品在庫管理の手順/方法が明確になっており、在庫数量の正確性、景品の受入/払出数量について説明可能な仕組みが構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】景品管理に関する業務プロセスはパチンコホールにとって評価対象とすべき重要な業務プロセスなので、引続き評価項目とし、J-SOXに対応した表現・内容に変更した。
TB10		業務プロセスに関する内部統制(遊技機の購入/設置)	遊技機の購入/設置に関する発注、契約、支払、入替申請に関する一連の業務について、内部統制が構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】J-SOX対応 【評価目的の見直し】遊技機の購入/設置に関する業務プロセスはパチンコホールにとって重要な業務プロセスなので、引続き評価項目とし、J-SOXに対応した表現・内容に変更した。
TB11		業務プロセスに関する内部統制(購買業務)	景品業者、清掃/警備などの業務委託先の選定、発注、納品等の購買に関する内部統制が構築/整備され、運用されているか。	【改訂理由】従来のTB11と12を新TB11として新設した。 【評価目的の見直し】従来のTB11(納入業者の選定)、TB12(納入業者の見直し)はパチンコホールの財務報告に内部統制に限って言えば評価対象とすべき重要な業務プロセスとはいえないが、購買業務を通じた非通常の取引の排除は、パチンコホールが社会より求められる重要な項目であることから、引続き評価項目とした。評価対象は、納入業者に限らず購買業務全般として、J-SOXに対応した表現・内容に変更した。
TC2	反社会	反社会的勢力等との不適切な取引関係の排除	反社会的勢力等との間の不適切な取引関係を排除するためにどのような対応をとっているか。	・会員社は購買や発注を本社で行っていることが多く、項目があまり現実的でないものがあることや、旧TC2(取引業者選定における反社会的勢力等の排除)及び旧TC3(反社会的勢力等との不適切な取引関係の排除)は同じ取引先選定に関わる項目であり、重複している事項もあることから統合した。
TC4		遊技機に対する不正への対応	各店舗において、遊技機に対する不正行為を防止する体制が整備されているか。	・旧TC6と旧TC7は同じ遊技機に対する不正防止にかかわる項目であり共通する部分も多かったことから統合した。
TD4	社会的要請	地域社会への配慮④(駐車・駐輪)	遊技機設置台数、立地条件等に対応した十分な駐車・駐輪スペースを確保し、近隣に迷惑をかけていないか。	・旧基準が実際の駐車・駐輪スペースの設置状況のみを評価する記載となっていたため、適切な設置を継続的に確保するための仕組みを評価するように全面的に基準を改訂した。 ・駐車・駐輪スペースが確保されていても利用されていないケース等への取り組みについても評価対象として明記した。 ・旧基準5の交通安全については、旧TD8(駐車場・駐輪場内における安全)にて評価するため削除した。
TD8		タバコの喫煙対策	間接喫煙被害を防ぐ対策をとっていますか。	厚労省から自治体に対して受動喫煙防止対策についての通知(2010年2月)が出る等、禁煙・分煙対応が世の中で広まりつつある中で、全面的に基準を見直した。

(参考)PTB評価基準(99項目)

番号	目的	番号	目的
ガバナンス		態勢構築(社会的要請)	
G1	株主総会の開催・運営	TD1	地域社会への配慮①(ネオン、看板等)
G2	株主管理	TD2	地域社会への配慮②(騒音)
G3	株主配当に関する決定プロセス	TD3	地域社会への配慮③(異臭等)
G4	取締役会の開催・運営	TD4	地域社会への配慮④(駐車・駐輪)
G5	社外取締役	TD5	駐車・駐輪スペースにおける安全の確保
G6	役員報酬の決定プロセスの適切性	TD6	遊技環境(安全の確保)の整備
G7	取締役の利益相反行為	TD7	遊技環境(お客様への積極的対応)の整備
G8	グループ管理体制	TD8	タバコの喫煙対策
G9	監査役による業務監査の実効性	TD9	地域社会との交流
G10	社外監査役	TD10	パチンコ・パチスロへの過度なめり込み問題対策
基本的姿勢		態勢構築(法令順守体制)	
K1	リスク管理に関する経営者の取組姿勢	TE1	個人情報保護法への対応
K2	行動規範の策定と適切な運用	TE2	廃棄物に関する対応方法
K3	リスク評価の仕組み	TE3	独占禁止法に関する対応方法
K4	重要なリスクへの対応	TE4	知的財産法への対応方法
K5	企業情報の開示	TE5	消防法への対応方法
態勢構築(フレーム)		TE6	食品安全への対応方法
TA1	運営組織の明確化	TE7	環境・省エネ対策
TA2	職務権限・分掌規程の明確化	態勢構築(法令順守体制)	
TA3	リスク管理体制(意思決定機関)	TF1	風適法の遵守態勢
TA4	リスク管理活動の推進	TF2	遊技機の設置・変更に関する届出
TA5	内部通報制度	TF3	営業所の設備等の変更に関する届出
TA6	教育研修制度	TF4	18歳未満の者への対応
TA7	セルフチェックの活用	TF5	適正な景品の提供
TA8	外部からの報告相談制度	TF6	適正な景品交換の仕組み
TA9	緊急事態への対応	TF7	過大な営業対策の防止
TA10	人事評価制度	TF8	広告におけるガイドライン
TA11	給与・報酬の決定基準	態勢構築(法令順守体制)	
TA12	募集・採用のプロセスと基準	TG1	男女の均等な雇用機会に関する制度
TA13	業務改善等に関する提案制度	TG2	雇用契約の締結・更新プロセス
TA14	人員配置	TG3	労基法107条に定める重要書類の保管状況
TA15	ITに関する内部統制(開発・保守)	TG4	賃金の支払及び控除
TA16	ITに関する内部統制(運用・管理)	TG5	所定労働時間の設定プロセス及び設定内容
TA17	ITに関する内部統制(アクセス管理等)	TG6	就業規則等の周知及び変更手続
TA18	ITに関する内部統制(外部委託先管理)	TG7	懲罰規程の整備・運用
TA19	情報セキュリティ管理態勢の構築	TG8	退職・解雇手続
態勢構築(財務プロセス)		TG9	割増賃金の支払い
TB1	予算管理制度の整備・運用について	TG10	管理職の範囲及び管理職に対する割増賃金の支給
TB2	決算プロセスに関する内部統制(全般事項)	TG11	休憩時間の確保
TB3	決算プロセスに関する内部統制(外部報告)	TG12	休日の確保
TB4	決算プロセスに関する内部統制(月次決算)	TG13	36協定の遵守
TB5	決算プロセスに関する内部統制(年次決算)	TG14	年次有給休暇の確保
TB6	決算プロセスに関する内部統制(税務申告)	TG15	家庭責任に対する休業の確保
TB7	業務プロセスに関する内部統制(店舗における売上計上及び営業回収金の管理)	TG16	健康診断の実施
TB8	業務プロセスに関する内部統制(売上/景品原価の適正性の保証する営業データの合理性)	TG17	安全衛生管理体制の構築
TB9	業務プロセスに関する内部統制(景品管理)	TG18	労働保険・社会保険の加入と上乘補償
TB10	業務プロセスに関する内部統制(遊技機の購入/設置)	TG19	セクハラ等の防止
TB11	業務プロセスに関する内部統制(購買業務)	TG20	障害者の雇用・活用
態勢構築(反社会)		内部監査	
TC1	特殊株主の排除	TH1	内部監査体制の構築
TC2	反社会的勢力等との不適切な取引関係の排除	TH2	内部監査計画の適切性
TC3	反社会的勢力に対する危機管理対応	TH3	内部監査部門による監査業務の遂行
TC4	遊技機に対する不正への対応	TH4	監査結果の報告
		TH5	内部監査の効用

◆「PTBパチンコホール税務統一処理基準」 「四 貯玉」部分抜粋◆

P T Bによるパチンコホール統一税務処理基準注解

四 貯玉

1 貯玉の債務性

(注 17)

貯玉の受入は、店舗にとって、あたかも金融機関における預貯金の受入と同視し得るものである。すなわち、貯玉制度の会員は、遊技当日において獲得又は購入した遊技球を当日において景品等と交換することが義務付けられ、かつ、当該店舗からの持出しを禁じられているところ、その交換に要する時間、その他の事情から当日交換すべきものを貯玉制度に一時的に寄託ないしは預託をし、これを後日において貯玉制度から引出しをして景品等との交換等(遊技球としてプレイすることを含む。)に充てることを予定しているものである。

したがって、この遊技球を寄託ないしは預託する行為の法的性格は、前述のとおり、金融機関における預金者がその金銭を預貯金する行為、すなわち金銭消費寄託行為に酷似し、単なる遊技球の保管の委託には当たらず、いわば貯玉相当額の景品等の預託に代わる寄託行為であるといえる。この点からして、貯玉の受入は、基本的には債務の発生と解することが相当である。

このことは、受寄者である店舗としては、将来寄託者である会員に対してその預った遊技球の価値相当額の景品等又は同数量の遊技球を対価を得ることなく、給付する債務を負うこととなり、このことだけでも、貯玉の受入は債務の発生と解することが相当である。

これに対し、貯玉が景品に交換されるか、再プレイに利用されるかは顧客の任意で、必ずしも景品に交換されるとは限らない等の理由から、貯玉は債務でないという有力な見解がある。この見解によれば、貯玉に係る費用の計上は認められないことになる。

この「貯玉は債務でない」という見解は、現在課税当局が採っている見解であるが、貯玉は債務であるとする見解といずれが相当かを争点として、現在訴訟が提起されており(東京地裁係属中)、現段階ではいわゆる両論併記とせざるを得ない状況である。ただし、貯玉は債務であるとの見解に従い債務に係る費用計上等を行った場合、現時点では、課税当局から修正を求められる可能性があることを認識する必要がある。

2 貯玉の権利が消滅する一切の行為

(注 18)

貯玉の減少は、通常、会員による貯玉制度からの貯玉の引出しによってもたらされるものであるが、貯玉制度の運営上、会員が貯玉制度を長期間にわたって利用しなかった場合における失効に伴う減少も含まれる。この場合の長期間とは、貯玉制度の運営・管理状態の実情から、概ね3年程度が相当である。

3 貯玉に係る債務の額の算定方法

(注 19)

貯玉に係る債務の額は店舗の実情に応じ、当該貯玉のうち、①再プレイに利用される部分の原価は、「二の2」に掲げた景品原価、労務費、遊技機関連費用、設備費等の費用の額を基礎として合理的に算出した額とし、②景品交換に回される部分の原価は、売価相当額に当該店舗における景品原価率を乗じた額とし、

その合計額によるのが本来である。

ただし、当該貯玉が主として再プレイに利用されるか、又は景品交換に回されるかに応じ、その全ての原価をこれらいずれかの計算方法によって算出しても差し支えないと考える。

なお、課税当局は、現在貯玉に係る債務の計上について、「貯玉は債務でない」という理由で、その計上を認めていないのは前述のとおりである。(注解 17 参照)

4 長期間にわたり出入りのない貯玉

(注 20)

長期間にわたり出入りのない貯玉について、その債務の額を雑益として益金の額に算入する場合の長期間であるか否かの判定は、3年とする。

お問い合わせは、青字部分の記述について質問がありました。

◆「PTBパチンコホール税務統一処理基準」の全項目はPTBホームページをご覧ください。

http://www.ptb.or.jp/s_tax_treatment_standards.htm

